

八千代市第4次生活排水対策推進計画 (素案)

令和8年3月



八 千 代 市

目 次

第 1 章 生活排水対策推進計画改定の背景

1. 計画改定の背景-----	1
2. 計画の位置づけ-----	3

第 2 章 八千代市の概要

1. 地理、地勢等-----	4
2. 水質の現状-----	9
3. 生活排水処理の状況 -----	15
4. 第 3 次推進計画の達成状況 -----	20

第 3 章 基本方針

1. 基本方針-----	22
2. 目標 -----	22
3. 計画期間終了後の方針 -----	23
4. 取組-----	24
5. 市民主体の対策-----	27

資料編

1. 用語の解説-----	28
2. 八千代市生活排水対策推進検討委員会設置要領 -----	30
3. 環境基準-----	32
4. 生活排水の分類-----	34
5. 汚濁負荷量の算定方法 -----	35

第1章 生活排水対策推進計画改定の背景

1. 計画改定の背景

印旛沼流域の都市化に伴う生活排水の影響が増大したことから、公共用水域※における生活排水による水質汚濁を防止するため、本市を含む印旛沼流域の7市は、平成5年3月に水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に指定されました。

重点地域では、生活排水対策を着実に推進することが特に重要であることから、本市では、平成5年度に第1次となる生活排水対策推進計画（以下、「推進計画」という。）を、また平成18年度に第2次推進計画、平成28年度に第3次推進計画をそれぞれ策定し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置普及を図ってきました。その結果、市内の全域的な生活排水による汚濁負荷は削減されてはきているものの、全ての地域で生活排水の適正処理が十分に行われているとは言えません。また、公共用水域の環境基準※の達成には至っていません。

公共用水域の水質汚濁を更に防止するため、引き続き、生活排水対策を推進し、より一層汚濁負荷量を削減していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、市内全域における生活排水対策を計画的に推進するため、平成28年度に策定した第3次推進計画を検証し、見直しすることにより、取り組みの充実を図るものです。

表1-1及び図1-1に第3次推進計画の進捗状況について記載します。

なお、表及び図中のR7目標値は、令和4年3月に計画を見直した際の目標値になります。

表1-1 生活排水処理形態別整備状況

（単位：人）

項 目	第3次推進計画		R6 実績値 (B)	比較 (B)－(A)
	H27 現況値 (A)	R7 目標値		
総人口	195,371	204,546	206,895	11,524
公共下水道水洗化人口	177,860	189,680	189,862	12,002
合併処理浄化槽人口 (うち高度処理型浄化槽人口)	10,469 (3,818)	12,402 (5,156)	12,077 (6,190)	1,608 (2,372)
生活排水処理人口	188,329	202,082	202,039	13,710
単独処理浄化槽人口	6,002	2,081	4,546	△1,456
し尿汲み取り人口	1,040	383	410	△630
生活排水未処理人口	7,042	2,464	4,956	△2,086
生活排水処理率(%)	96.4	98.8	97.6	1.2

※は資料編を参照

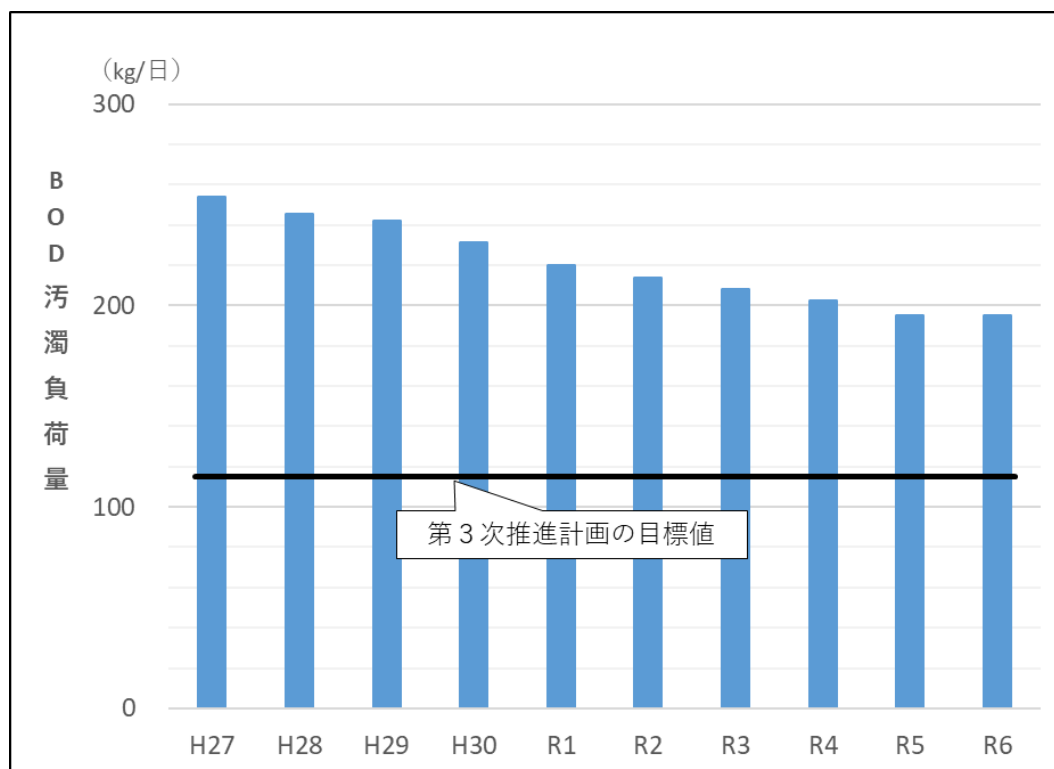


図1-1 生活系BOD^{*}汚濁負荷量の推移

生活排水処理率^{*}及び汚濁負荷量^{*}について、令和6年度の実績値は目標値には届きませんが、平成27年度実績値と比べて改善がみられます。

また、千葉県印旛沼流域における汚濁負荷量（COD^{*}）の変化について、図1-2に示します。

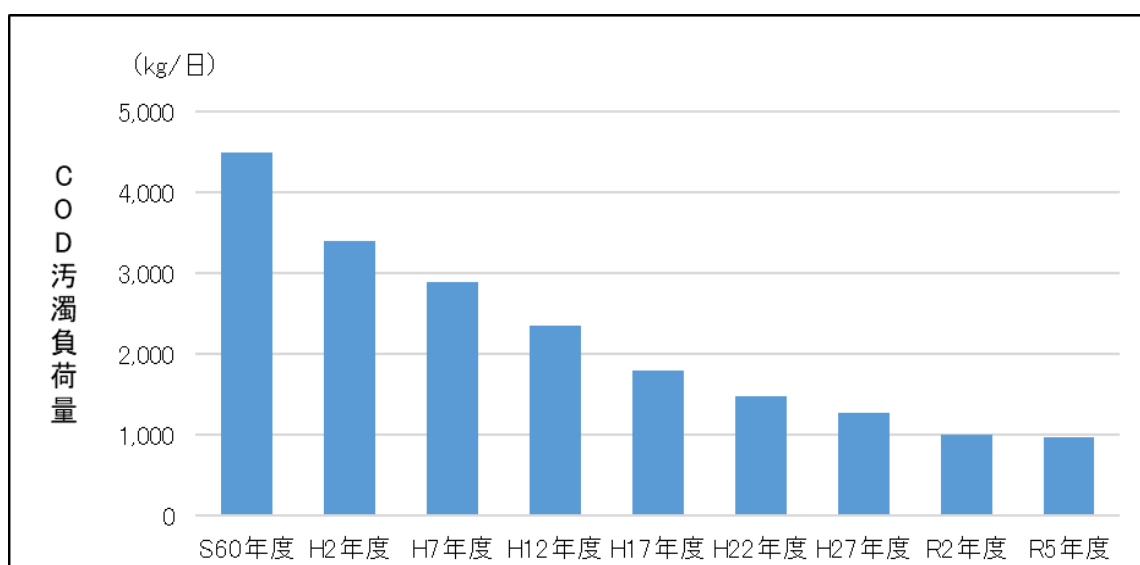


図1-2 印旛沼流域の生活系COD汚濁負荷量の変化

（出典：令和7年度印旛沼水質保全協議会通常総会付属資料）

印旛沼流域全体の生活系汚濁負荷量（COD）についても、減少傾向にあります。

2. 計画の位置づけ

本計画は総合計画、環境保全計画及び県の実施する計画との整合を図るとともに、市民、環境審議会の意見、庁内関係各課との調整を図った上で策定しました。

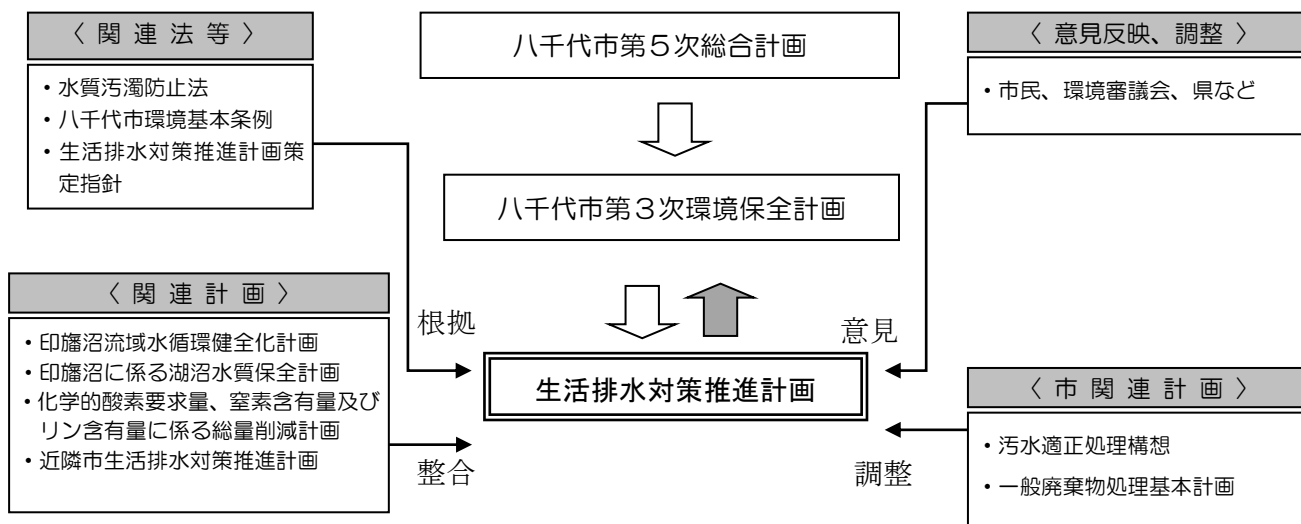


図1-3 関連図

第2章 八千代市の概要

1. 地理、地勢等

(1) 位置・地勢・気象

本市は千葉県北西部に位置し、総面積は51.39km²で東は佐倉市、南は千葉市、習志野市、西は船橋市、北は印西市、白井市に接しています。市の中央を南北に貫くように印旛放水路が流れています。

標高は高いところで30m程度で、なだらかな台地が広がり、地表は関東ローム層に覆われています。

令和6年の平均気温は17.0℃、降水量1,265.0mmであり、年間を通じて比較的温和な地域です。

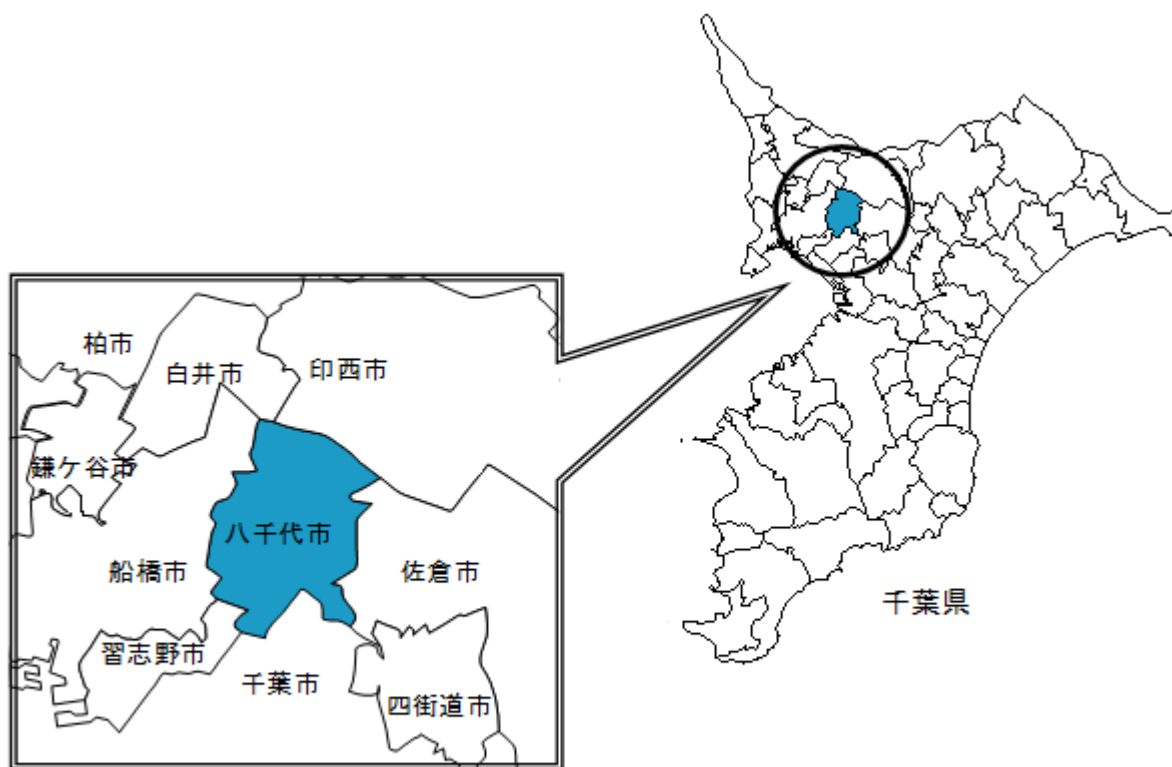
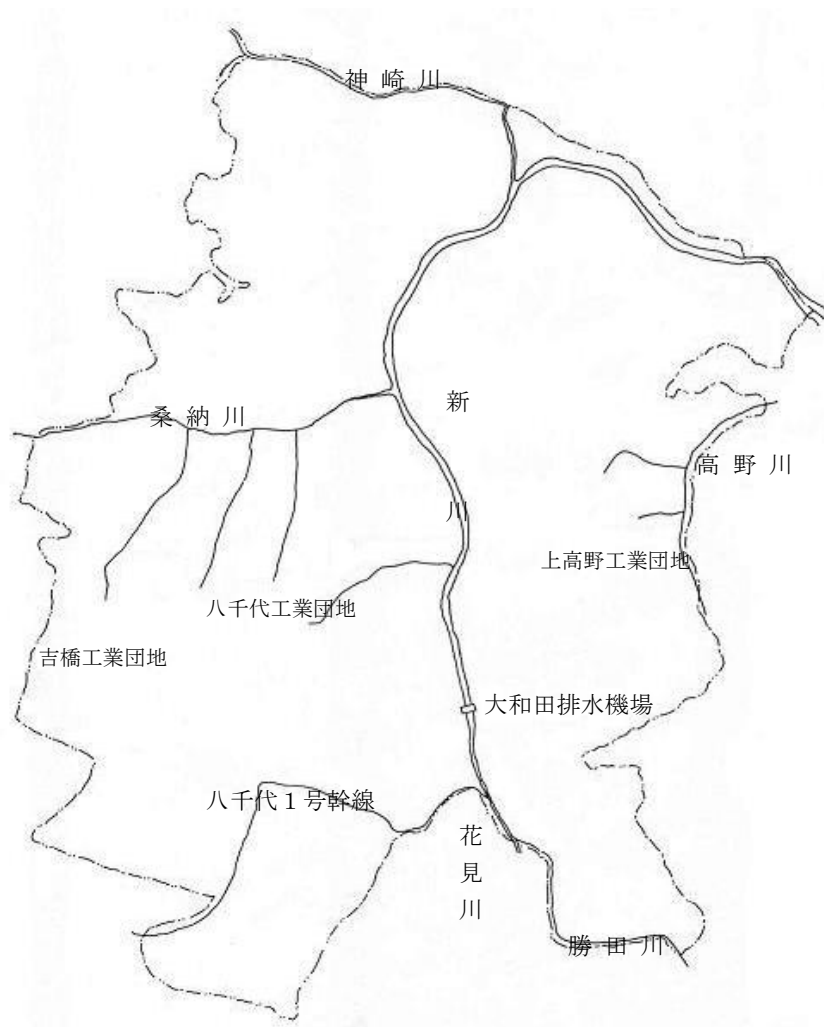


図2-1 八千代市位置図

(2) 水系等

本市の中央部には、印旛沼から東京湾まで南北に流れる印旛放水路があります。この印旛放水路は、国道296号線沿いにある水資源機構大和田排水機場を境に、北側は通称「新川」と呼ばれ、印旛沼に注いでいます。一方、南側は通称「花見川」と呼ばれ、東京湾に注いでいます。そのため、おおむね国道296号を境に、北側が「印旛沼流域」に、南側が「東京湾流域」に区分されています。

印旛沼流域を流れる新川には桑納川と神崎川が、花見川には八千代1号幹線と勝田川が、各々注いでいます。また、市東部の上高野地区を流れる高野川は、佐倉市内で手繰川と合流し、印旛沼に注いでいます。



(出典：八千代市の環境 R6)

図2-2 河川位置図

印旛沼流域における生活排水対策重点地域の指定を受けている自治体は、八千代市、千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、白井市、富里市です。

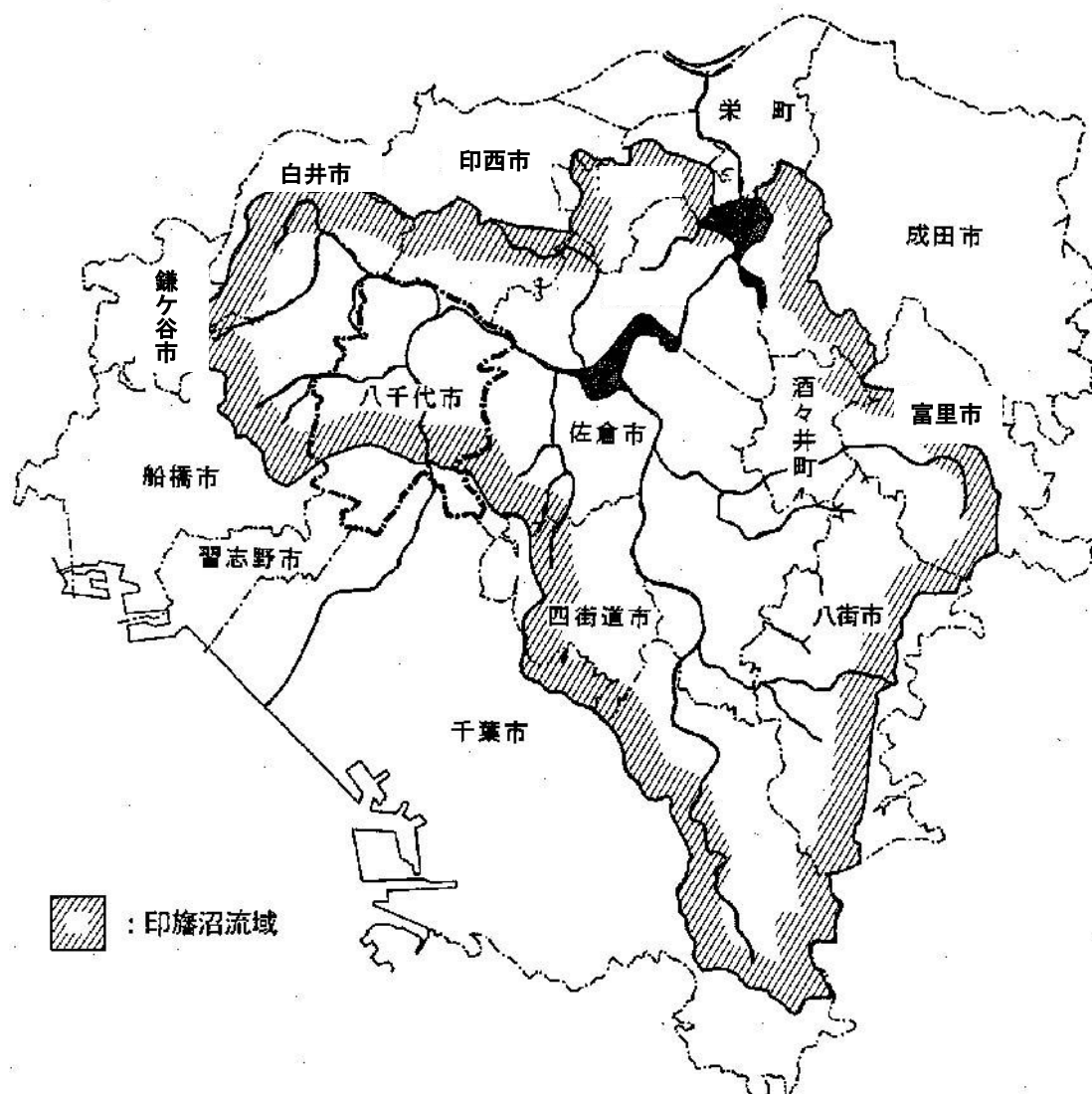
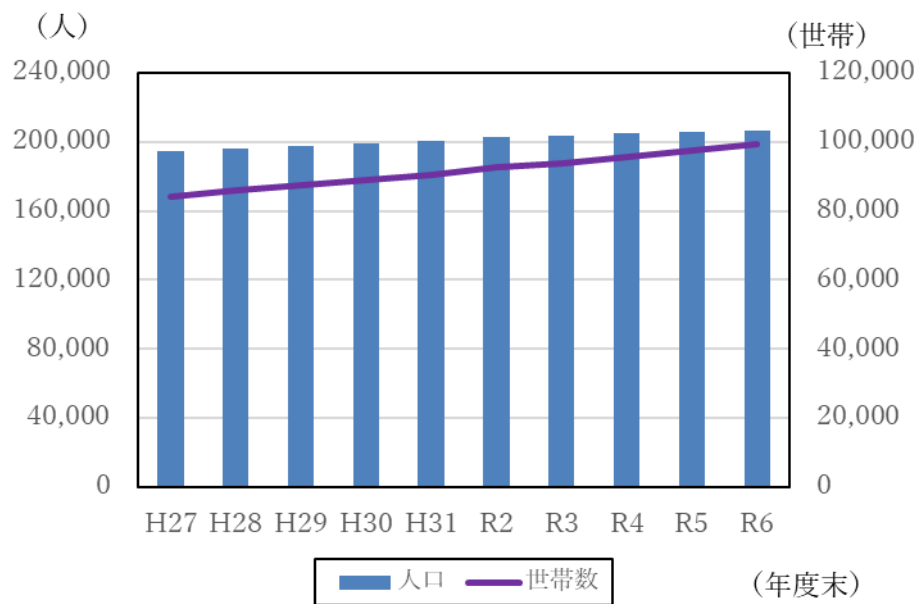


図2-3 印旛沼流域図

(3) 人口

本市の人口及び世帯数は、増加傾向にあります。平成27年度に人口は約19万5千人でしたが、令和6年度末には約20万6千人となり約1万1千人増加しています。



(出典：八千代市の統計)

図2-4 人口及び世帯数の推移（各年3月31日現在）

面積が大きい大和田新田が約 35,000 人と最も多くの人口を抱え、そのほか、八千代台北、勝田台、ゆりのき台、緑が丘西、上高野で 1 万人を超える人口を擁しています。

表2-1 人口分布

(単位：人)

町丁字名	人 口	町丁字名	人 口
大 和 田	9,052	大 学 町	1,384
萱 田 町	5,483	村 上 南	6,426
萱 田	4,392	村 上	6,576
高 津	8,168	上 高 野	10,152
大 和 田 新 田	35,346	下 高 野	138
ゆ り の き 台	11,921	米 本	1,905
緑 が 丘	8,546	神 野	741
緑 が 丘 西	12,856	保 品	1,103
高 津 東	1,976	堀 の 内	1
桑 納	87	下 市 場	1,900
麦 丸	536	勝 田 台	11,781
吉 橋	1,815	勝 田	1,543
真 木 野	33	勝 田 台 南	2,975
神 久 保	66	勝 田 台 北	3,846
小 池	263	米 本 団 地	4,969
桑 橋	396	村 上 団 地	6,067
佐 山	183	高 津 団 地	6,592
平 戸	240	八 千 代 台 東	8,199
島 田	369	八 千 代 台 南	6,524
島 田 台	1,860	八 千 代 台 西	6,970
尾 崎	2	八 千 代 台 北	13,513
		総 計	206,895

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(出典：八千代市の統計)

2. 水質の現状

(1) 水質調査地点

本市では、公共用水域の水質の監視として、2 か月に 1 回市内17地点において水質調査を行っています。

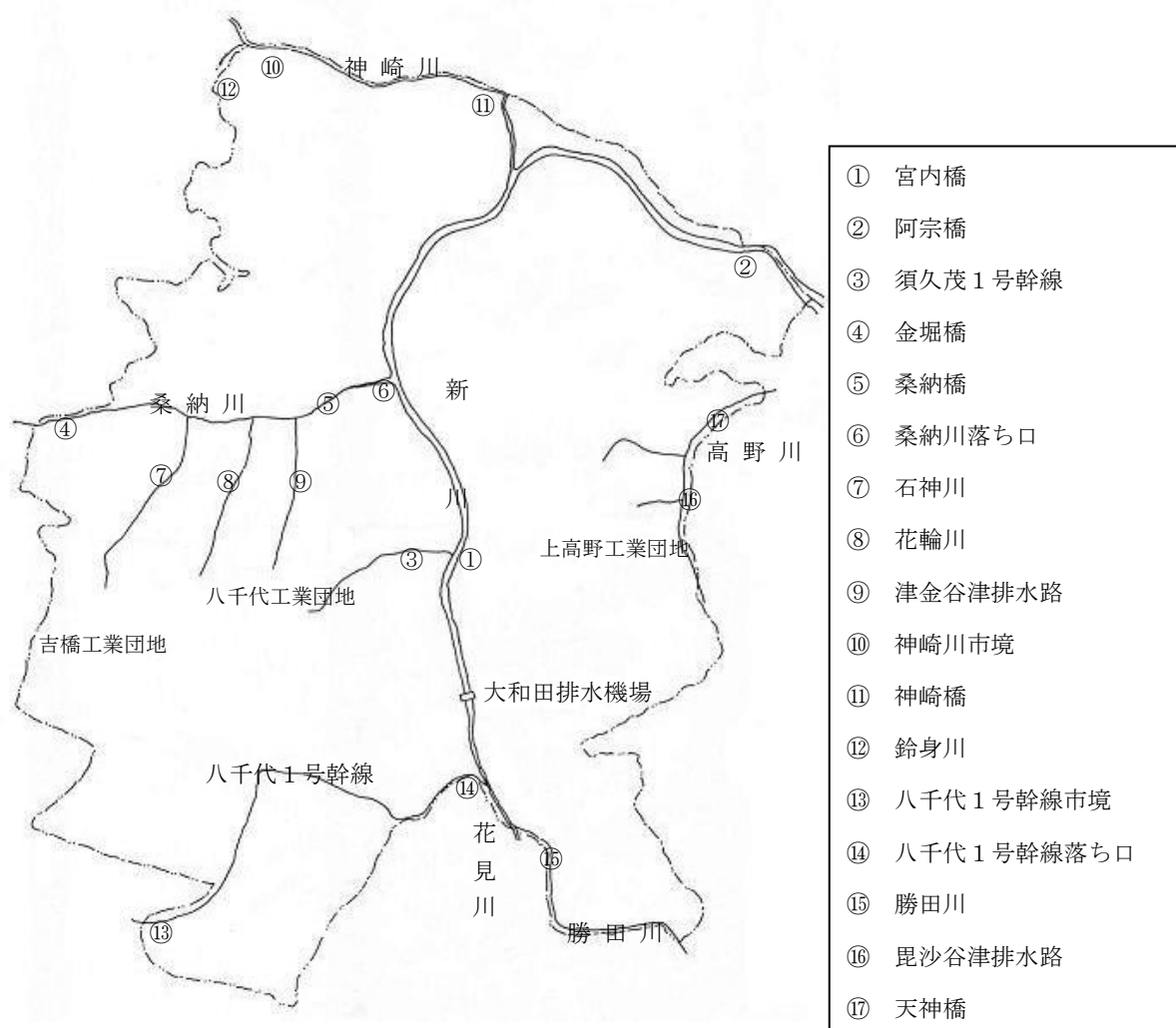


図2-5 河川位置図

(2) 環境基準

BOD等の生活環境項目※に係る環境基準は、利用目的に応じて類型指定がなされている河川に設定されています。本市に係る河川のBODの環境基準は次のとおりです。

環境基準が設定されている市内3河川（新川、桑納川、神崎川）のうち、75%値※で比較すると、桑納川以外は環境基準が未達成です。

表2-2 河川のBODの環境基準及び環境基準との比較

(mg/L)

調 査 地 点		環境基準	R6年度調査結果 (75%値)
新 川	宮 内 橋	5 以下	6.4
	阿 宗 橋	5 以下	5.7
桑 納 川	金 堀 橋	8 以下	3.7
	桑 納 橋	8 以下	2.8
	桑 納 川 落 ち 口	8 以下	5.0
神 崎 川	神 崎 川 市 境	2 以下	2.5
	神 崎 橋	2 以下	4.3

(3) 水質調査結果の推移

本市に係る河川のBODの年平均値の推移をみると、概ね横ばい傾向を示しています。アオコの原因となる全窒素（T-N※）や、全リン（T-P※）については、河川において環境基準はありませんが、12ページから14ページの図のとおり、BODと同様に概ね横ばい傾向を示しています。

表2-3 河川のBODの年平均値の推移

(mg/L)

地 点		図中 NO.	年度									
			H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
新 川	宮 内 橋	①	4.1	5.8	5.8	4.7	4.6	4.2	4.3	5.6	6.0	4.8
	阿 宗 橋	②	3.4	5.2	5.0	4.8	4.1	5.3	4.5	6.0	5.2	4.8
新 支 川 流	須久茂1号幹線	③	5.9	6.4	7.6	4.3	3.9	4.0	3.2	5.2	4.7	5.6
桑 納 川	金 堀 橋	④	3.0	2.9	3.4	2.9	2.7	2.4	2.3	2.9	3.1	2.6
	桑 納 橋	⑤	1.8	2.5	2.7	2.5	2.5	2.4	1.9	2.9	2.4	2.2
	桑納川落ち口	⑥	2.7	3.6	4.7	3.6	3.8	2.4	2.3	3.3	3.5	4.0
桑 納 川 支 流	石 神 川	⑦	2.9	5.5	5.0	2.7	1.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.7
	花 輪 川	⑧	3.8	3.9	3.9	8.1	2.4	1.8	2.0	2.4	2.1	3.9
	津金谷津排水路	⑨	3.5	5.5	5.1	5.2	2.5	5.1	3.8	4.0	7.2	3.7
神 崎 川	神 崎 川 市 境	⑩	1.7	2.1	3.3	2.2	2.2	2.2	1.7	2.6	2.1	2.0
	神 崎 橋	⑪	2.2	3.0	4.7	3.3	3.1	2.9	3.0	3.6	3.4	2.9
神 崎 川 支 流	鈴 身 川	⑫	-	-	-	-	3.1	3.5	2.6	3.1	3.3	2.6
八 千 代 1 号 幹 線	八千代1号幹線境	⑬	2.5	2.7	5.5	5.2	3.1	2.9	1.8	3.1	3.4	4.1
	八千代1号幹線落ち口	⑭	1.0	1.2	2.2	1.2	1.3	1.3	0.8	1.3	1.6	1.9
勝 田 川	勝 田 川	⑮	1.5	2.2	2.7	2.0	1.8	1.4	1.7	1.5	1.7	2.0
高 野 川	毘沙谷津排水路	⑯	6.0	4.4	6.6	5.8	5.4	5.2	3.1	2.8	3.5	3.6
	天 神 橋	⑰	3.8	4.3	2.7	2.1	1.9	1.4	1.7	1.5	2.0	1.6

注：「-」は未実施

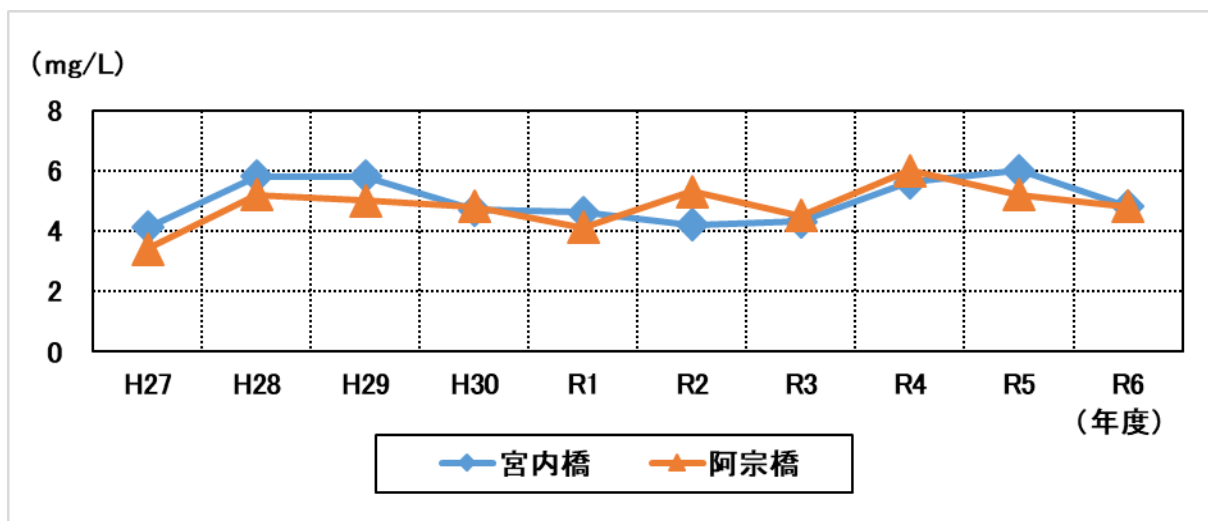


図2-6 新川のBODの年平均値の推移

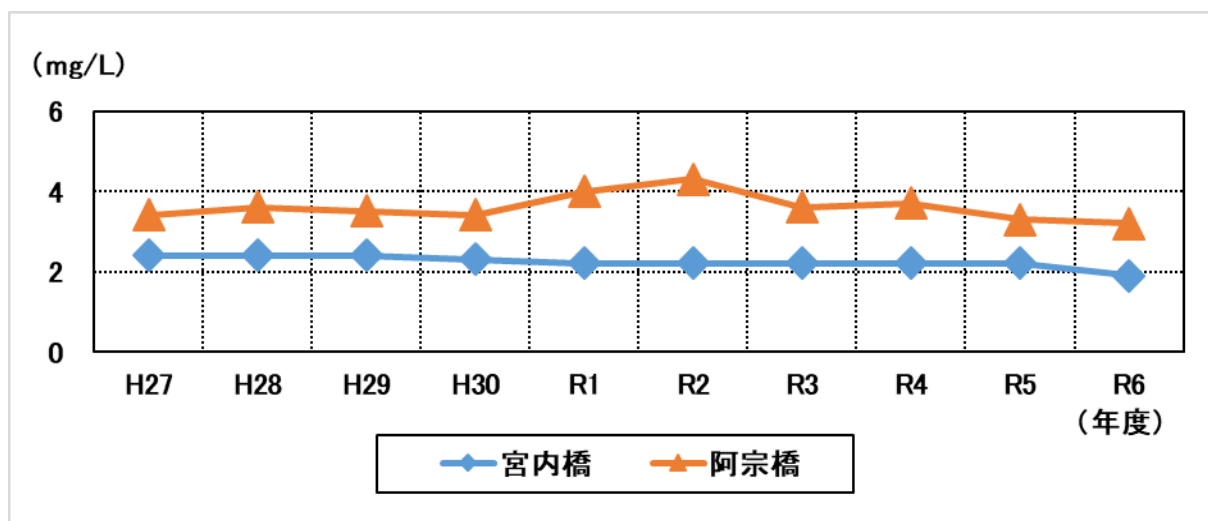


図2-7 新川のT-Nの年平均値の推移

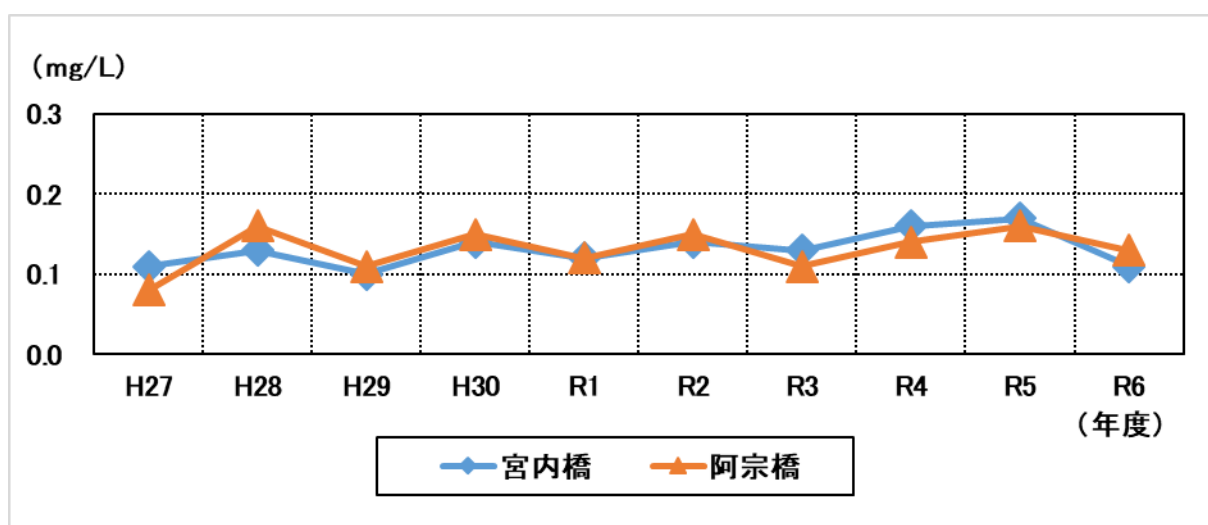


図2-8 新川のT-Pの年平均値の推移

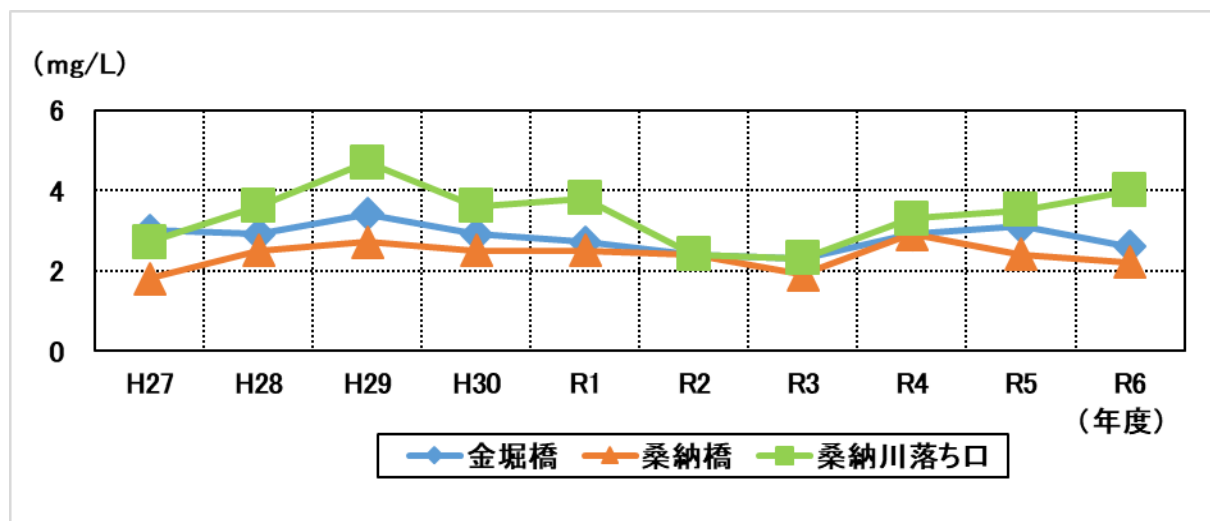


図2-9 桑納川のBODの年平均値の推移

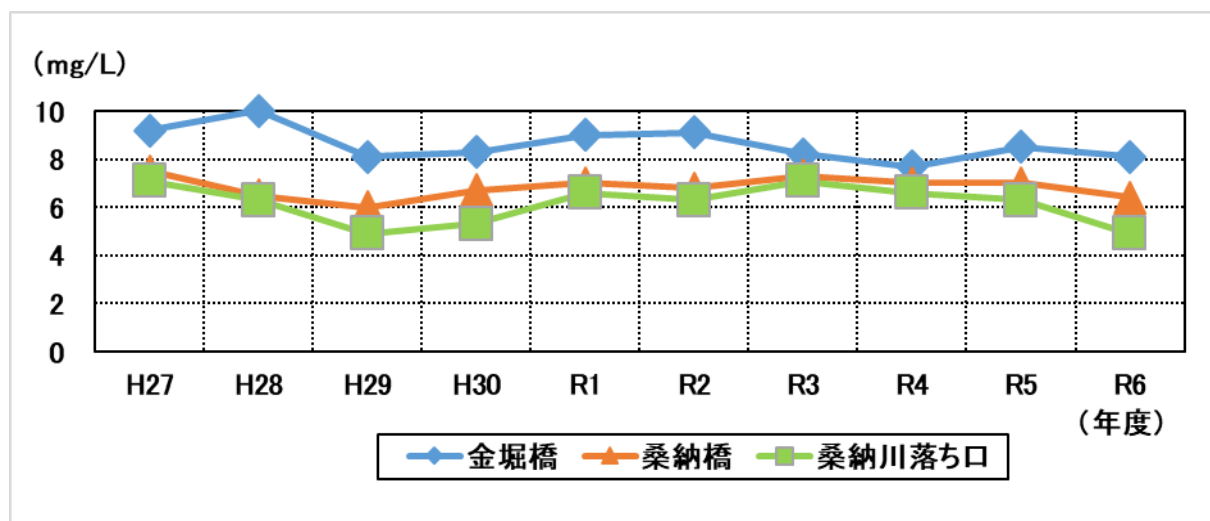


図2-10 桑納川のT-Nの年平均値の推移

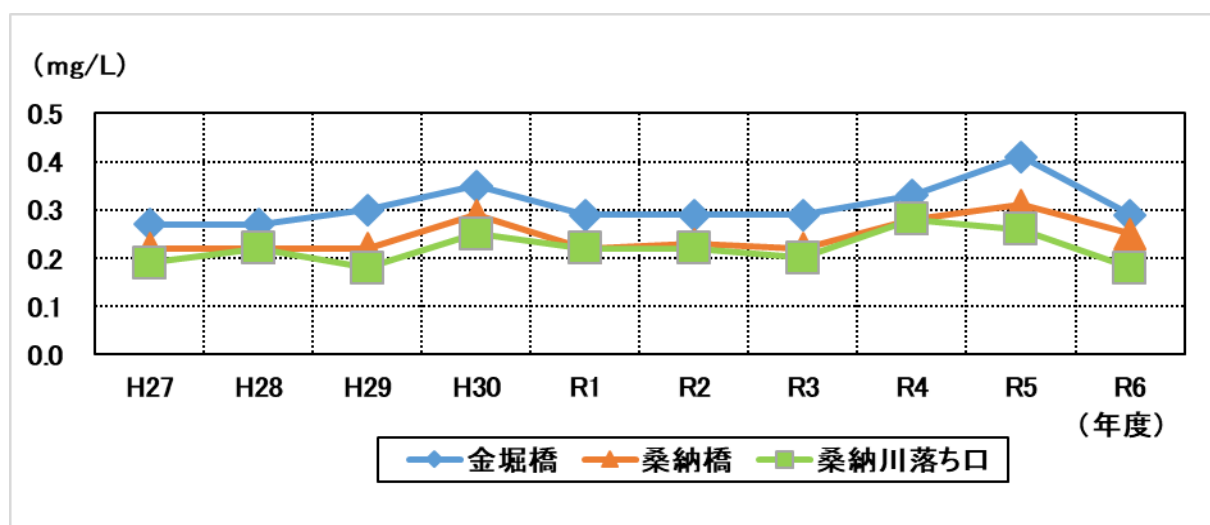


図2-11 桑納川のT-Pの年平均値の推移

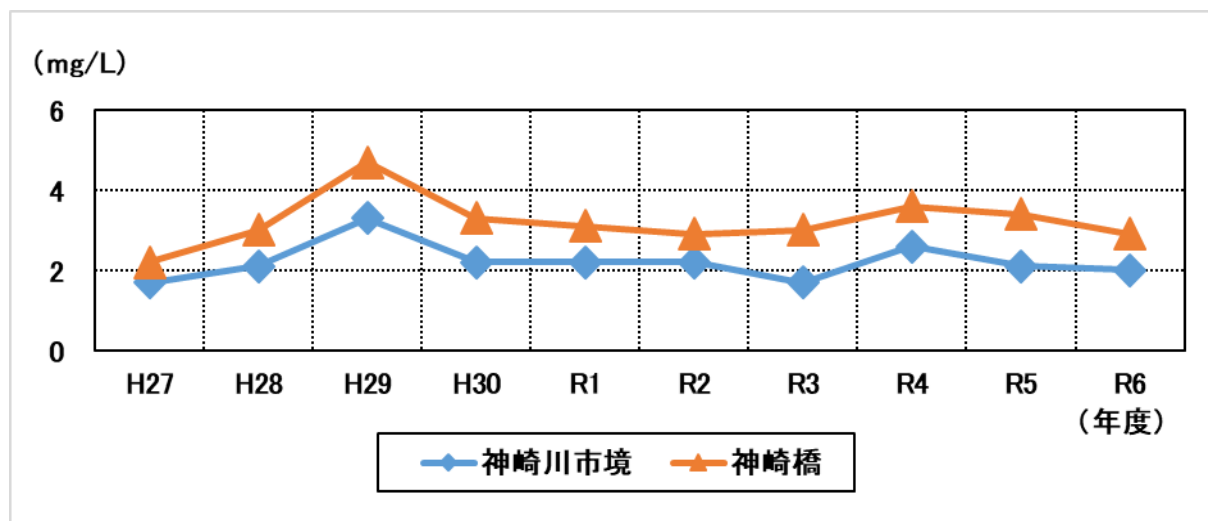


図2-12 神崎川のBODの年平均値の推移

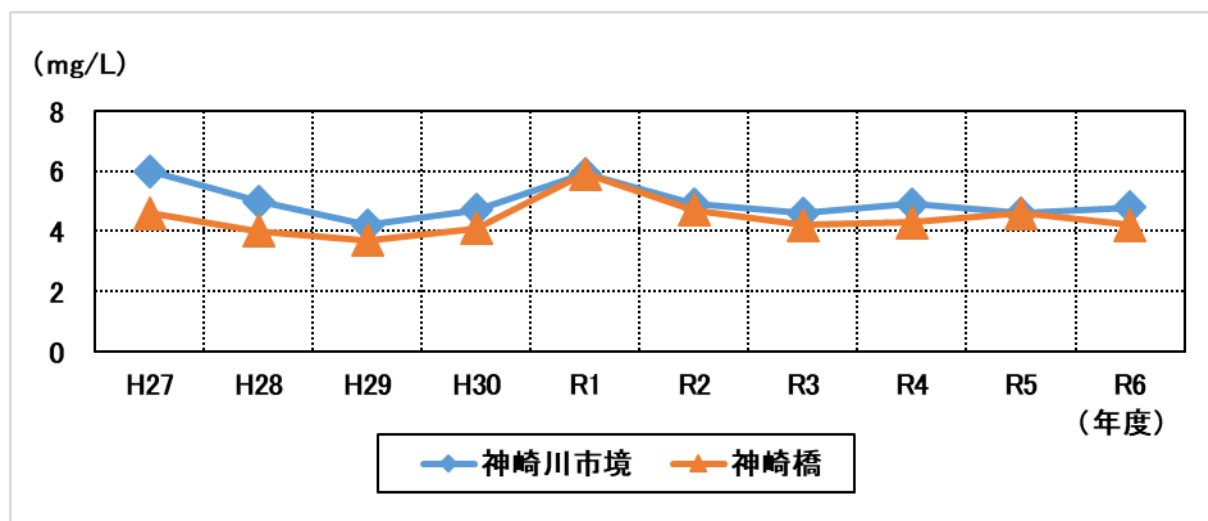


図2-13 神崎川のT-Nの年平均値の推移

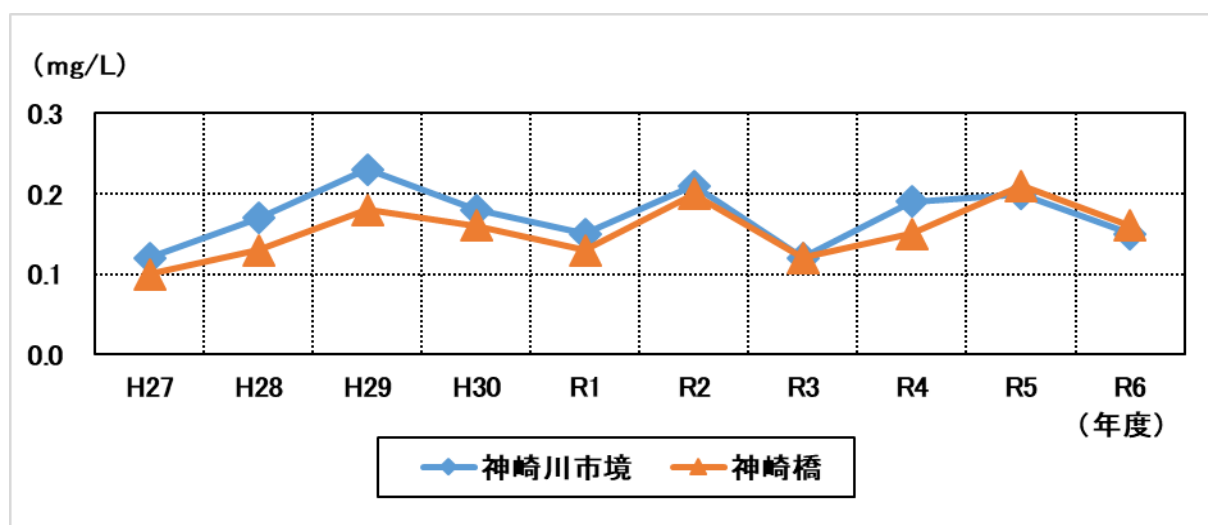


図2-14 神崎川のT-Pの年平均値の推移

3. 生活排水処理の状況

(1) 生活排水の処理体系

日常生活では、し尿、台所、洗濯、風呂などから汚れた水が排出されますが、そのうち、し尿を除くものが生活雑排水と呼ばれています。

下水道、合併処理浄化槽では、し尿と生活雑排水が処理されます。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を設置している家庭では、し尿のみが処理され、生活雑排水が処理されずに公共用水域へ放流されてしまいます。

また、し尿汲み取り便槽から収集されるし尿と浄化槽から収集される浄化槽汚泥は、し尿処理施設（八千代市衛生センター（以下、衛生センター））で処理されています。

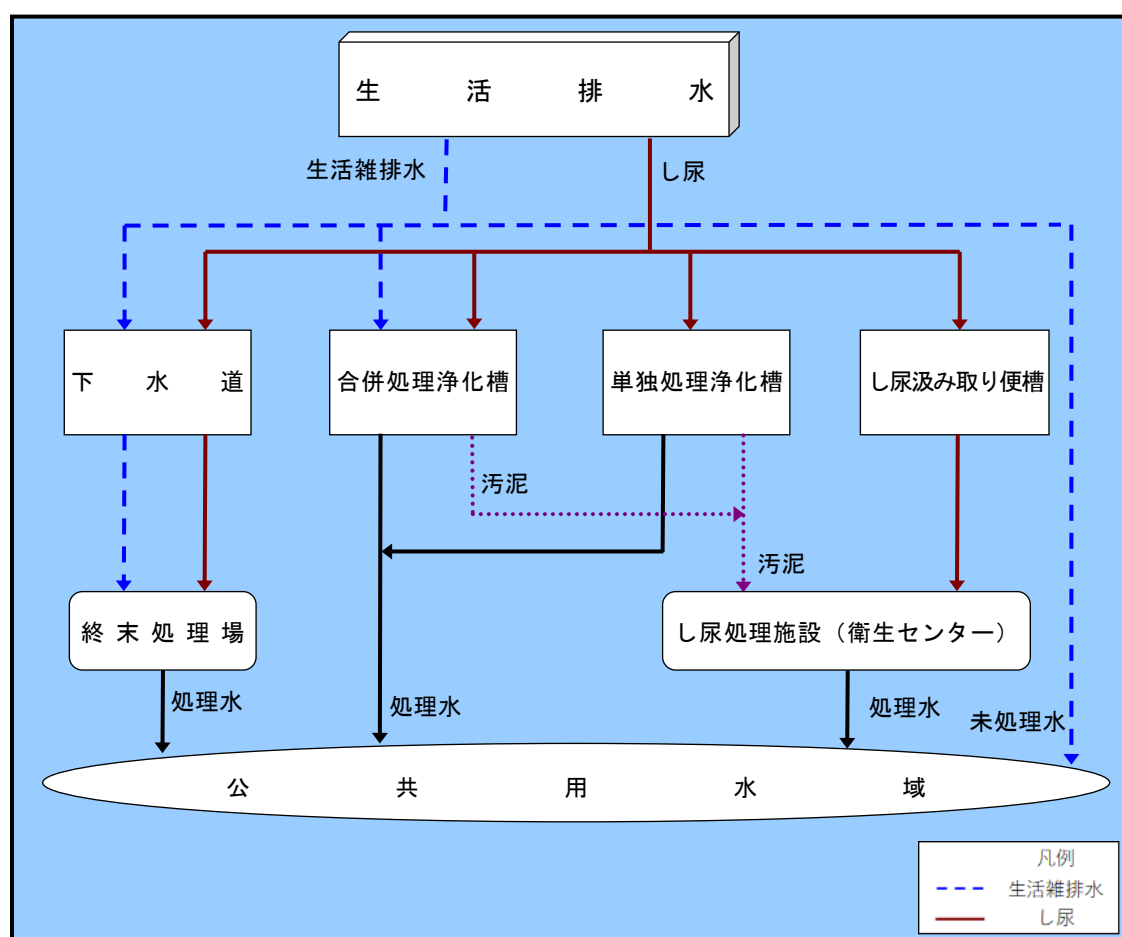


図2-15 生活排水処理体系

生活排水処理形態別人口を表2-4に示します。

印旛沼流域は東京湾流域と比較し、流域面積は広く、総人口も3万人ほど多くなっています。しかしながら、印旛沼流域は比較的緑の多い北部地域を含むため、流域に占める公共下水道の整備面積の割合は東京湾流域よりも小さく、公共下水道水洗化人口で比較すると、1万6千人程度の差となっています。そのため、印旛沼流域は、東京湾流域よりも合併処理浄化槽や単独処理浄化槽といった各家庭での個別処理をしている割合が大きくなっています。

表2-4 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

流域名	公共下水道 水洗化人口	合併処理 浄化槽人口	単独処理 浄化槽人口	し尿 汲み取り人口	総人口
印旛沼	103,033	10,817 (5,369)	3,707	335	117,892
東京湾	86,829	1,260 (821)	839	75	89,003
合 計	189,862	12,077 (6,190)	4,546	410	206,895

(R7.3.31)

注：() は合併処理浄化槽人口のうち高度処理型浄化槽人口

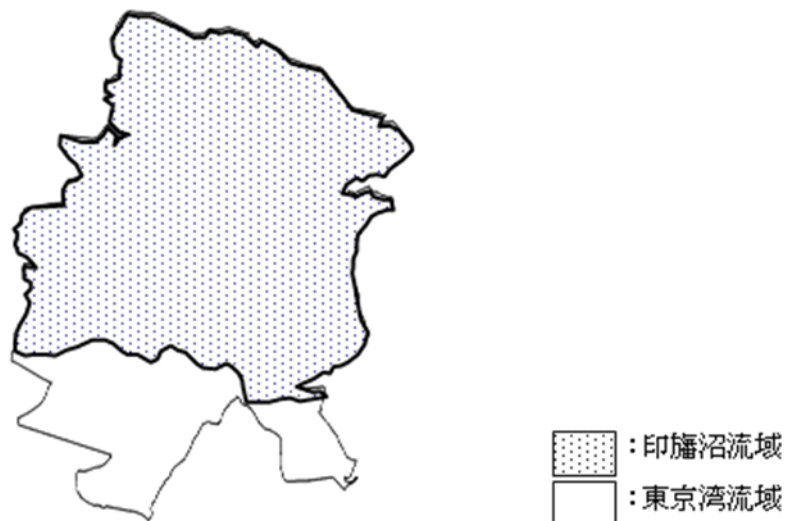


図2-16 本市の流域図

(2) 下水道

住宅地や商業地等の人口集中地域については、生活排水を印旛沼流域下水道により広域的に処理を行っています。

印旛沼流域下水道は、13市町の生活排水や工場排水を千葉市美浜区磯辺の花見川終末処理場及び同市豊砂と習志野市芝園にまたがる花見川第二終末処理場で処理しています。花見川終末処理場は昭和49年4月に、花見川第二終末処理場は平成6年6月にそれぞれ供用開始し、令和6年3月末現在において、約133万人の生活排水や工場排水を処理しています。

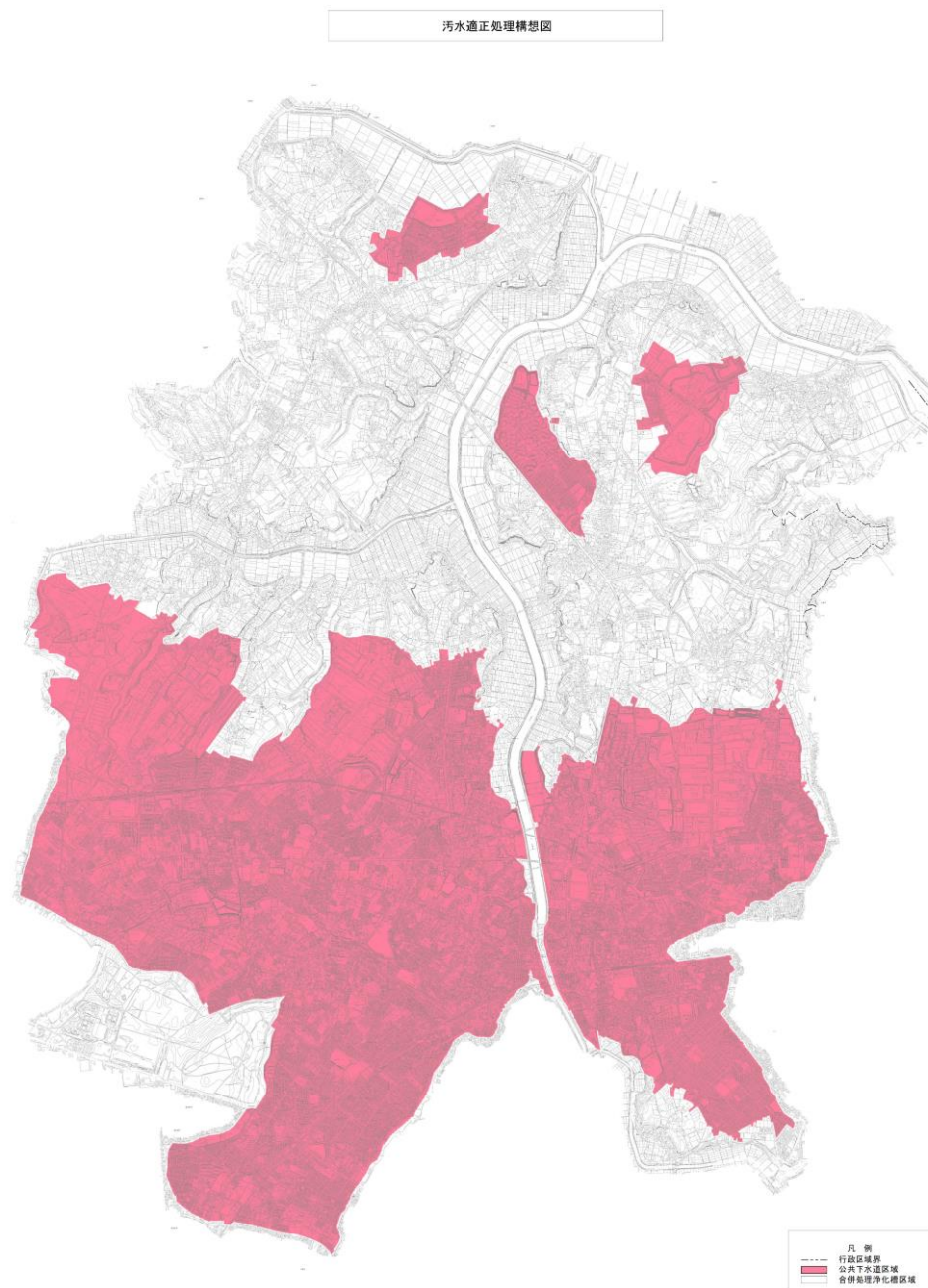


図2-17 八千代市汚水適正処理構想図

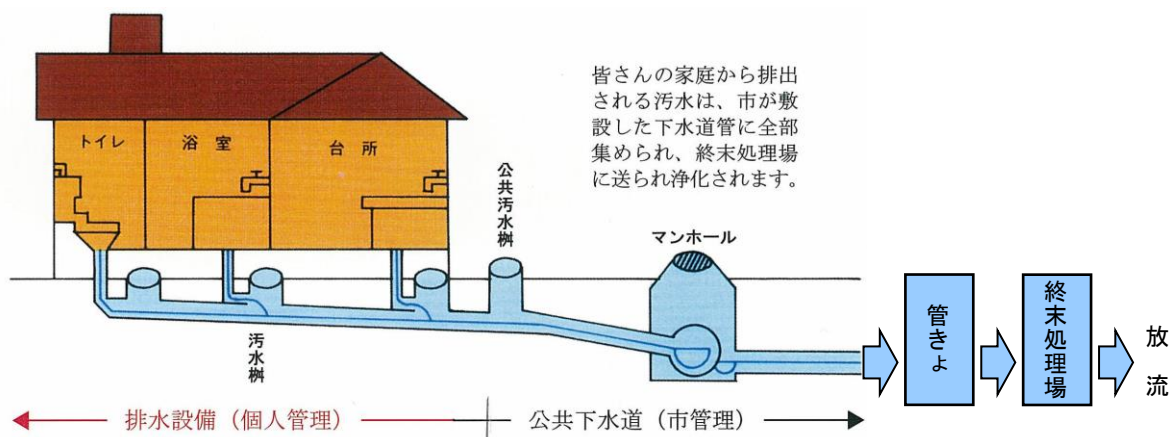


図2-18 公共下水道のイメージ

（３）単独処理浄化槽、汲み取り便槽

単独処理浄化槽は、各家庭でし尿のみを処理します。一方、汲み取り便槽は、家庭でし尿を貯留し、衛生センターで処理しています。いずれも生活雑排水を処理できず、公共用水域を汚す原因となっています。

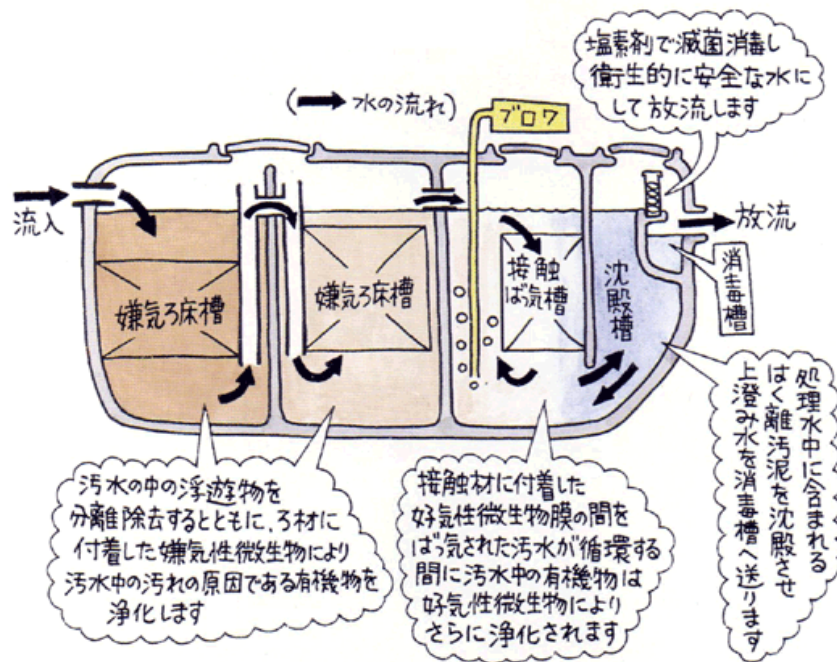
そのため、平成12年に浄化槽法が改正され、平成13年からは単独処理浄化槽の新規設置は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に取り組むものとされています。

（４）合併処理浄化槽

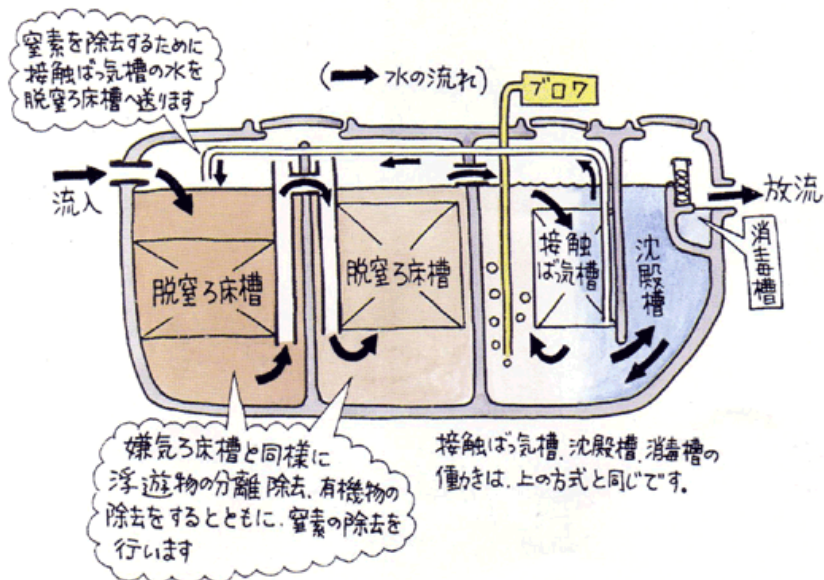
合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理する機能を持ち、汚水中の浮遊物をろ床で取り除き、嫌気性微生物及び好気性微生物で有機物を分解します。

また、合併処理浄化槽の中には、窒素やリンを除去できる高度処理型合併処理浄化槽（以下、高度処理型浄化槽）と呼ばれるものもあります。窒素やリンは植物プランクトンの栄養源となることから、毎年アオコが発生している印旛沼等閉鎖性水域においては、この高度処理型浄化槽の普及を図っています。

①BOD除去型 嫌気ろ床接触ばっ気方式



②高度処理型 脱窒ろ床接触ばっ気方式



出典：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
浄化槽推進室「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」

図2-19 合併処理浄化槽構造図

4. 第3次推進計画の達成状況

(1) 生活排水処理率

生活排水を適正に処理している人の割合である生活排水処理率は、年々上昇しています。令和6年度実績は、第3次推進計画の目標値（98.8%）は未達成となっていますが、平成27年度実績より上昇し、97.6%と高い割合となっています。

表2-5 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率

年 度	H27	R 7	R 6
項 目	実績	目標	実績
総人口 (人)	195,371	204,546	206,895
公共下水道水洗化人口 (人)	177,860	189,680	189,862
合併処理浄化槽人口 (人)	10,469	12,402	12,077
(うち高度処理型浄化槽人口)	(3,818)	(5,156)	(6,190)
単独処理浄化槽人口 (人)	6,002	2,081	4,546
し尿汲み取り人口 (人)	1,040	383	410
生活排水処理率 (%)	96.4	98.8	97.6

(2) 生活系汚濁負荷量の推移

公共用水域が生活排水によって汚れる量である汚濁負荷量を示します。

汚濁負荷量は、各家庭の生活排水の処理形態によって増減します。本市においては、公共下水道の処理水が市外（花見川）に放流されているため、公共下水道の使用による汚濁負荷はありませんが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽は生活雑排水を処理しないため、合併処理浄化槽に比べBODやCODの汚濁負荷量が多くなります。すなわち、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽から公共下水道や合併処理浄化槽への転換が進むと、汚濁負荷量は減少していきます。

令和6年度実績は、平成27年度と比較するとおおむね減少傾向にありますが、令和7年度目標には達していない状況にあります。

表2-6 生活系BOD汚濁負荷量

年度 流域名	H27 実績 a kg/日	R 7 目標 b kg/日	目標 削減率 (a-b)/a %	R 6 実績 c kg/日	実際の 削減率 (a-c)/a %
印旛沼	213.1	97.9	54.1	161.8	24.1
東京湾	40.7	17.1	58.0	33.5	17.7
合計	253.8	115.0	54.7	195.3	23.0

表2-7 COD汚濁負荷量

年度 流域名	H27 実績 a kg/日	R 7 目標 b kg/日	目標 削減率 (a-b)/a %	R 6 実績 c kg/日	実際の 削減率 (a-c)/a %
印旛沼	127.5	73.8	42.1	104.2	18.3
東京湾	22.5	11.3	49.8	19.2	14.7
合計	150.0	85.1	43.3	123.4	17.7

表2-8 T-N汚濁負荷量

年度 流域名	H27 実績 a kg/日	R 7 目標 b kg/日	目標 削減率 (a-b)/a %	R 6 実績 c kg/日	実際の 削減率 (a-c)/a %
印旛沼	77.2	59.7	22.7	70.3	8.9
東京湾	11.8	7.8	33.9	10.9	7.6
合計	89.0	67.5	24.2	81.2	8.8

表2-9 T-P汚濁負荷量

年度 流域名	H27 実績 a kg/日	R 7 目標 b kg/日	目標 削減率 (a-b)/a %	R 6 実績 c kg/日	実際の 削減率 (a-c)/a %
印旛沼	10.78	8.72	19.1	10.36	3.9
東京湾	1.65	1.21	26.7	1.58	4.2
合計	12.43	9.93	20.1	11.94	3.9

第3章 基本方針

1. 基本方針

1. 生活排水処理施設の整備促進
2. 広域的な取組（関係機関との連携）
3. 生活排水対策の啓発

（1）目標年次

本計画は、令和8年度から令和17年度の10年間を計画期間とします。計画期間中は、計画の進捗状況を把握していきます。

なお、初年度から概ね5年を中間目標年度とし、中間目標年度には、本計画で掲げた数値目標などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえた上で、上位計画である環境保全計画への内包を検討していきます。

（2）目標

公共下水道の整備や接続の推進及び高度処理型浄化槽への設置促進により、令和17年度における処理目標を98.3%以上とします。また、令和6年度と比べて削減される汚濁負荷量はBOD27%、COD26%、T-N26%、T-P20%となります。

なお、目標値の推計にあたっては、八千代市污水適正処理構想（令和5年度改定）における公共下水道処理人口*及び合併処理浄化槽人口を、八千代市人口ビジョン（令和5年3月改訂）人口に換算したものを基に、算定しています。

表3-1 生活排水の処理形態別人口

年 度	R 6	R12	R17
項 目	実績	中間目標	目標
総人口 (人)	206,895	209,442	206,684
公共下水道水洗化人口 (人)	189,862	194,273	192,897
合併処理浄化槽人口 (人)	12,077	11,208	10,336
(うち高度処理型浄化槽人口)	(6,190)	(6,787)	(7,060)
単独処理浄化槽人口 (人)	4,546	3,619	3,153
し尿汲み取り人口 (人)	410	342	298
生活排水処理率 (%)	97.6	98.1	98.3

（出典：八千代市一般廃棄物処理基本計画資料編（令和7年3月改訂））

表3-2 生活系汚濁負荷量

(単位：kg/日)

年度		R6	R12	R17
汚濁負荷項目	流域	実績	中間目標	目標
BOD	印旛沼	161.8	133.5	117.8
	東京湾	33.5	27.5	24.4
	計	195.3	161.0	142.2
	削減率%	—	18	27
COD	印旛沼	104.2	87.8	77.4
	東京湾	19.2	16.1	14.4
	計	123.4	103.9	91.8
	削減率%	—	16	26
T-N	印旛沼	70.3	59.7	52.1
	東京湾	10.9	9.3	8.3
	計	81.2	69.0	60.4
	削減率%	—	15	26
T-P	印旛沼	10.36	9.13	8.25
	東京湾	1.58	1.41	1.30
	計	11.94	10.54	9.55
	削減率%	—	12	20

3. 計画期間終了後の方針

計画期間終了後における本計画の改定については、下水道計画の状況や生活排水処理率の状況等を考慮し、判断していきます。

4. 取組

(1) 生活排水処理施設の整備推進

目標の達成に向けて、生活排水を浄化する施設について、整備・普及を図ります。

取組1 公共下水道整備の推進

<内容>

八千代市污水適正処理構想において定めた公共下水道区域内の住宅地（主に市街化区域）について、未整備区域の解消に向け整備を進めます。

取組2 公共下水道の利用促進

<内容>

公共下水道事業計画区域内で、下水道本管が整備されている地域において未接続の世帯及び新たに下水道本管が整備され、接続が可能となった世帯等について、職員による戸別訪問・パンフレットの配付を行い、下水道への接続を促します。

また、既設の汲み取り便槽等を公共下水道用の水洗トイレに改造する場合に、工事代金を無利子で貸し付ける制度についても周知を図ります。

取組3 高度処理型浄化槽への転換・普及

<内容>

窒素やリンは植物プランクトンの栄養源となることから、窒素やリンが除去できる高度処理型浄化槽の普及を図ります。

具体的には、公共下水道整備区域以外で開発行為が行われる際には、開発行為者に対し高度処理型浄化槽の設置を促します。

また、公共下水道計画区域外あるいは公共下水道が整備されるまでに相当の期間を要する区域においては、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から高度処理型浄化槽への転換に際し、補助金を交付します。

取組 4 浄化槽の適正管理

<内容>

浄化槽の浄化能力を確保するためには、定期的な保守点検、清掃及び法定検査が必要です。これらを徹底するために、浄化槽設置者にパンフレットを配布するとともにホームページにも掲載するなど周知に努めます。

取組 5 補助制度の周知

<内容>

パンフレットの配布やホームページへの掲載等により、高度処理型浄化槽の設置補助制度の周知を図ります。

取組 6 し尿処理施設の管理・運営

<内容>

し尿汲み取り便槽から発生するし尿は委託業者が、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集・運搬し、衛生センターで適正に処理します。

なお、衛生センターは、施設の稼働から約 50 年が経過し、抜本的な整備が必要であることから、令和 6（2024）年 3 月に策定した「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」に基づき、し尿などを脱水・希釈して流域関連公共下水道に投入する、新たなし尿受入施設の整備に向けた取り組みを推進します。

（2）広域的な取組

取組 7 千葉県及び近隣市との連携

<内容>

多くの河川では、他市から流入し、本市を通りまた他市へ流出しています。河川の浄化対策は、本市単独では困難で、千葉県や河川流域の近隣市との協働による取り組みを進めていきます。

それぞれの市における対策を調整し、連携を図り、一体的な取り組みを推進します。

（３）生活排水対策の啓発

生活排水対策の必要性を市民に広く啓発し、市民一人一人の主体的な行動を喚起します。

また、学習機会を増やし、生活排水対策や水質保全に関する実践方法の周知を図ります。

取組８ 広報活動の推進

<内容>

市民による生活排水対策の必要性や具体的な対策について、各種の情報媒体を使ってＰＲしていきます。

取組９ 環境学習の充実

<内容>

① 教材の配布

県・国等で作成したパンフレットを窓口に設置するとともに、イベントなどでも配布し効果的に利用します。

② 学校での環境教育

小中学生に対し、河川、湖沼及び海などに対する理解を深めてもらうため、県や学校と協力し、学校での環境教育の充実に努めます。

③ 家庭や地域での環境学習

日常生活における生活排水対策について理解と行動を促すため、まちづくりふれあい講座や水環境に関する学習会を支援します。また、市主催の体験学習の充実に努めます。

5. 市民主体の対策

市民が生活排水対策を行う際の具体的な対策例について示します。

公共下水道区域についても、終末処理場における負荷を軽減するため、同様の取り組みをお願いします。

家庭でできる対策例

キッチン編

1. 揚げ物に使った油や賞味期限切れ等の油は、市の廃食油回収に協力するなど再利用しましょう。

油は、汚れが多く、そのまま流すと冷えて固まることもあり、排水管を詰まらせる原因にもなります。

2. 汚れた食器は、ゴムベラ、古い布、紙などで拭き取ってから洗浄しましょう。

洗浄の際は、つけおき洗い、アクリルたわしを使用するなど、使う洗剤の量を減らすようにしましょう。

3. 米のとぎ汁は、庭木にまくなどなるべく流さないようにしましょう。

米のとぎ汁は、植物プランクトンの栄養源となる窒素やリンが多く含まれているため、川を汚す原因となります。無洗米は、とぎ汁が出ない点で優れています。

4. 流しでは、三角コーナーにろ紙袋等をかぶせて調理くずを流さないようにしましょう。

調理中に出る調理くずは、そのまま流すと汚れのもとになります。

洗濯・風呂場編

1. 洗濯で使用する洗剤等は環境負荷の少ない商品を選び、使う量も適正にしましょう。

洗剤を入れすぎると、家庭から出る排水の中に洗剤の成分が多く残って、川を汚すことになります。

2. 歯磨き粉、シャンプー、リンス、ボディーシャンプー等の使い過ぎに注意しましょう。

歯磨き粉やボディーシャンプーには、植物プランクトン発生の原因となるリンの含有量の多いものがあります。また、生活用品は、窒素やリンの含有量の少ない物を選びましょう。

3. 風呂の残り湯は、洗濯、掃除に使用するなど再利用を心がけましょう。

その他

1. 洗車など屋外で使用する洗剤等は環境負荷の少ない商品を選び、使う量も適正にしましょう。

2. 浄化槽の使用者は、年1回の法定検査の他に、定期的に保守点検、清掃を受け適正に管理をしましょう。

資料編

1. 用語の解説

・公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する公共溝きよ、かんがい用水路等公共の用に供する水域を指します。

・環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいいます。

水質汚濁に係る環境基準は、環境省（環境庁）告示で示されています。

・BOD

BODは生物化学的酸素要求量で、水中の微生物が5日間に有機物を分解するときに使用する酸素の量のことです。河川の汚濁の尺度として使用され、数値が大きいほど汚れていることを示します。

・生活排水処理率

生活排水処理率とは、生活排水が公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設によって処理されている人口の割合を示します。

生活排水処理率（％）＝（公共下水道水洗化人口＋合併処理浄化槽人口）／総人口×100

・COD

CODは化学的酸素要求量で、酸化剤を用いて有機物を分解するときに消費された酸化剤の酸素換算量です。湖沼や海洋の汚濁の尺度として使用され、数値が大きいほど汚れていることを示します。酸化剤としては一般的に過マンガン酸カリウムが使用されています。

・75％値

BOD及びCODの測定結果が環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられます。一年間で得られたすべての日間平均値を、測定値の小さいものから順に並べたとき、小さい方から数えて75％目に該当する日間平均値を75％値といいます。

・T-N、T-P

T-Nは全窒素で、水中に存在する窒素化合物（アンモニア、硝酸等）に含まれる窒素の総量を示します。T-Pは全リンで、水中に存在するリン化合物（有機リン、ポリリン酸等）に含まれるリンの総量を示します。閉鎖性水域の富栄養化の原因物質とされています。

- ・生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のことで、八千代市に係る河川及び湖沼では、BODやCOD等を含む11項目について、水域類型に応じた環境基準が適用されます。八千代市内の水域については、千葉県知事が類型を指定しています。

- ・公共下水道処理人口

公共下水道整備区域内の人口を指します。なお、「公共下水道水洗化人口」とは公共下水道処理人口のうち、公共下水道に接続している人口を指します。

2. 八千代市生活排水対策推進検討委員会設置要領

(目 的)

第1条 水質汚濁防止法第14条の9の規定により、生活排水対策推進計画を策定するにあたり、関連事項を調整し、計画的、総合的に生活排水対策を実施するため、生活排水対策推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の業務)

第2条 検討委員会は、生活排水対策推進計画の策定に係る関連事項の調整及びその円滑な実施をはかるため、次の事項について、総合的に検討を行う。

- 1 生活排水対策推進計画の策定にともなう関連計画との調整及び確認
- 2 生活排水対策推進計画の進捗状況の評価及び施策目標の見直し
- 3 生活排水対策に係る啓発方法の検討
- 4 生活排水対策に係る新規施策の検討
- 5 その他必要な事項

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、経済環境部次長（経済環境部次長が置かれていない場合にあっては、経済環境部環境政策課長）の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者の中から充てる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。このほか、委員長は、必要に応じて、別表に掲げる者以外の者を会議に召集することができる。

(庶 務)

第5条 検討委員会の庶務は、経済環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年１２月２２日から施行する。

附 則

この要領は、平成２７年７月３０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１０月１３日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条第３項）

委員選出部局	職
経 済 環 境 部	環 境 政 策 課 長
	ク リ ー ン 推 進 課 長
都 市 整 備 部	土 木 建 設 課 長
教 育 委 員 会	指 導 課 長
	生 涯 学 習 振 興 課 長
上 下 水 道 局	給 排 水 相 談 課 長
	下 水 道 課 長

3. 環境基準

八千代市に係る河川、湖沼の環境基準

生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）…類型指定の公共用水域に適用

(1)

項 目	水 域 類 型	湖 沼	河 川			
		印旛沼	花見川	新川	桑納川	神崎川
		A・Ⅲ	C	C	D	A
p H		6.5～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5	6.0～8.5	6.5～8.5
B O D (mg/L)		—	5 以下	5 以下	8 以下	2 以下
C O D (mg/L)		3 以下	—	—	—	—
D O (mg/L)		7.5 以上	5 以上	5 以上	2 以上	7.5 以上
S S (mg/L)		5 以下	50 以下	50 以下	100 以下	25 以下
大腸菌数(CFU/100mL)		300 以下	—	—	—	300 以下
全窒素(mg/L)		0.4 以下	—	—	—	—
全リン(mg/L)		0.03 以下	—	—	—	—

(2)

項 目	水 域 類 型	湖 沼	河 川			
		印旛沼	花見川	新川	桑納川	神崎川
		生物B	生物B	生物B	生物B	生物B
全亜鉛 (mg/L)		0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
ノニルフェノール (mg/L)		0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩 (mg/L)		0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下

備考

基準値は、日間平均値とする。ただし、BODについては、年間データの75%値、大腸菌数については年間データの90%値とし、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、湖沼の全窒素及び全リンについては、年間平均値とする。

健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）…全ての公共用水域に適用

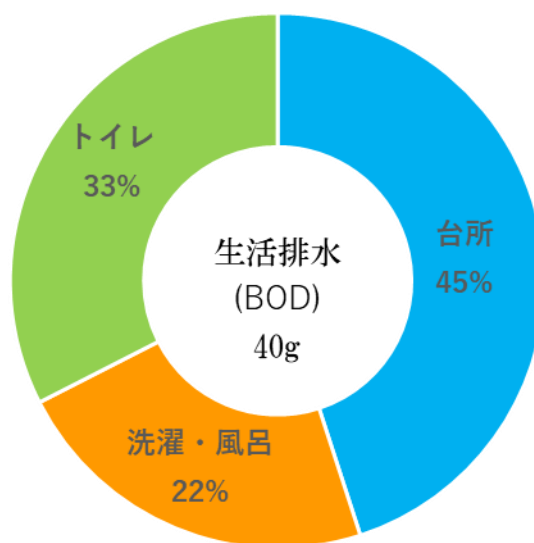
項 目	基準値	項 目	基準値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下	シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セ レ ン	0.01 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふ つ 素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほ う 素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—	—

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 生活排水の分類

生活排水とは、私たちの日常生活を通じて発生する排水のことです。生活排水は大別して、水洗便所からの排水とそれ以外の生活雑排水（台所排水、洗濯排水、風呂・洗面排水など）から成っています。生活排水中の汚濁物質の量は生活様式によって大きく変わりますが、平均すると図のようにまとめられます。



出典：環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」より作図

図 生活排水の分類と1日1人当たりの負荷割合

5. 汚濁負荷量の算定方法

(1) 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取り便槽

汚濁負荷量は、処理形態別人口×原単位により算出。

表 処理形態別原単位

(単位:g/人・日)

処理形態の区分			B O D	C O D	T－N	T－P
合併処理浄化槽	501人槽以上		0.90	2.80	3.00	0.64
	201～500人槽		0.90	3.00	4.00	0.64
	200人槽以下		3.40	4.10	5.50	0.64
	高度処理型	501人槽以上	0.90	2.80	3.00	0.64
		201～500人槽	0.90	3.00	4.00	0.64
		200人槽以下	3.40	3.50	3.00	0.64
単独処理浄化槽			32.20	16.20	7.00	0.90
し尿汲み取り便槽			29.00	13.00	2.00	0.30

備考

BOD:千葉県環境研究センター「生活排水の負荷単位と各種浄化槽による排出負荷」より作成

COD、T-N、T-P:「第8期湖沼水質保全計画」

(2) 下水処理場

汚水は、流域下水道の花見川終末処理場へ送られるため、汚濁負荷量の算定対象から除外。

(3) し尿処理場

し尿処理場からの汚濁負荷量は、実測水質×実測排水量で算出。

なお、令和15年度以降は、し尿処理場からの処理水は流域下水道の花見川終末処理場へ送られるため、汚濁負荷量の算定対象から除外。

八千代市第4次生活排水対策推進計画

令和7年度

発行・編集 八千代市 経済環境部 環境政策課

〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5

電話 (047) 483-1151 (代)